

家



世田谷区立
下北沢小学校
P T A 規約

令和6年4月改正版

保存版

下北沢小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名 称)
第 1 条 本会は、下北沢小学校 P T A (以下「本会」という。)と称し、事務所を東京都世田谷区大原 1 丁目 4 番 6 号、下北沢小学校 (以下「本校」という。)内に置く。

(目 的)
第 2 条 本会は、学校教育に協力し、児童の健やかな成長と福祉の向上に努める。
2 本会は、会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る。

(方 針)
第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的な団体であって、次の方針により活動する。
(1) 政治的活動及び宗教的活動を行わない。
(2) 学校の人事及び経営には干渉しない。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 児童教育の理解を深め、及び推進を図ること。
(2) 児童の教育について家庭と学校との連絡を緊密にし、相互に協力すること。
(3) 児童の保健衛生状態の改善と福祉の向上とを図ること。
(4) 学校の教育環境の整備に協力すること。
(5) 学校給食の充実及び向上に協力すること。
(6) 児童の校外生活の改善及び指導に努めること。
(7) 会員の家庭教育を盛んにし、及び会員相互の親睦を図ること。
(8) その他目的達成のために必要なこと。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会は本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者（以下保護者等という。）及び教員（副校長含む）をもって組織する。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めることとする。

第 4 章 役員及び会計監査

第 7 条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

- (1) 会長 1名（保護者等）
- (2) 副会長 3名以上（副校長、保護者等2名以上）

- (3) 書記 3名以上（教員1名、保護者2名以上）
- (4) 会計 3名以上（教員1名、保護者2名以上）
- (5) 会計監査 3名（教員1名、保護者2名）

2 規定する役員及び会計監査の定数は、必要に応じ増減することができる。
ただし、1人の役員が複数の役員及び会計監査を兼ねることはできない。

第 8 条 役員は、本会の会員から役員選出委員会（旧 推薦委員会）」が選出する。

第 9 条 役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務の運営をつかさどり、総会、役員会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長の業務遂行に支障あるときは、これを代理する。また、会務の進行を執り行う。
- (3) 書記 会議の通知、記録等に関する事務を担当する。
- (4) 会計 金銭の管理その他経理に関する事務を担当する。
- (5) 会計監査 会計に関する事務を監査し、その結果を総会に報告する。

第 10 条 役員会は、会長、副会長、書記及び会計によって構成され、会の運営の円滑を図り、運営委員会及び総会に提出する議案を企画する。

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、引き続いて1年間に限り重任することができる。

第12条 本会はその会計を監査するため、会計監査員は役員及び各委員を兼任することはできない。

第5章 運営委員会

第13条 運営委員会は役員及び運営委員（各クラスサポート委員及び各委員会から選出された委員長・副委員長並びにサークル活動の代表者）をもって構成する。運営委員は代理出席も可とする。

第14条 運営委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会に提出する議案の審議決定。
- (2) 会務一般にわたる事業方針及び計画に関すること。
- (3) 各委員会及び学級会の提案事項の審議決定に関すること。
- (4) その他必要事項の審議決定。

第6章 委員会

第15条 本会は事業を円滑に実行するため、次の委員会を設け、任務は次のとおりとする。なお、その他の委員会の設置については、事業の運営状況に応じて検討を行う。

- (1) クラスサポート委員会（旧 学級委員会） 学年相互の意見を交換し、親睦を深め、よりよい教育の環境改善に努める。
- (2) 交通安全委員会（旧 校外委員会） 児童の生活環境をよりよくし、校外での健全な育成を図り、同時に児童の交通安全に協力する。
- (3) 家庭教育学級委員会 家庭における諸問題及び子どもを取り巻く教育環境について計画的に学ぶ活動を行う。
- (4) 広報委員会 情報を通してPTAを活性化させる役割を担い、会員への情報提供と問題提起、その他地域社会や関連する団体にPTAをよく知ってもらうための情報発信を行う。
- (5) イベント委員会（旧 周年委員会） 周年行事、記念行事開催の計画および準備に関わる活動、リサイクル活動を行う。

第16条

前条に規定する各委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) クラスサポート委員会は各学級から選出された委員と、教員の中から選出された委員とをもって組織する。
- (2) 交通安全委員会はPTA 地区班を基本とした各地域から選出された委員と、教員の中から選出された委員とをもって組織する。
- (3) 家庭教育学級委員会は各学級から選出された委員と、教員の中から選出された委員とをもって組織する。
- (4) 広報委員会は各学級から選出された委員と、教員の中から選出された委員とをもって組織する。
- (5) イベント委員会は各学級から選出された委員と、教員の中から選出された委員とをもって組織する。

第 7 章 学 級 会

第17条

学級会は、学級所属の保護者等及びその担任教諭によって組織する。

- 2 会の運営はクラスサポート委員が担当し、構成員間の連絡、親睦等を図るものとする。

第 8 章 総 会

第18条

総会は、本会の最高議決機関であって、本会の会員をもって構成される。

- 2 総会は定期と臨時に開催する。
- 3 臨時総会は、全会員家庭数(教員含む)の5分の1以上の要求があるとき、又は運営委員会が必要と認めたときに臨時に開催する。
- 4 総会は全会員家庭数(教員含む)の2分の1以上の出席(委任状含む)により成立し、議決は委任状を含まない全出席会員家庭数(教員含む)の過半数をもってする。

第 9 章 会 計

第19条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第20条 会費は毎年度総会において決定する。
- 第21条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもって支弁する。
- 第22条 会員が会費の引落日以前に本会を退会した場合は、当該会員は会費の一部納入をしないこととするが、引落日以降に退会した場合は、本会は会費を当該会員に返却しないこととする。また、引落日以降に会員が本会に途中加入した場合は、当該会員は会費の一部を納入することとする。

第 1 0 章 補 則

- 第23条 会員は、本会の会計簿その他各種書類等を閲覧請求することができる。
- 第24条 この規約を実行するために必要な細則は、運営委員会において定めることができる。
- 第25条 学校長は役員会及び各委員会に出席して発言することができる。
- 第26条 本会の規約は、平成28年4月1日より施行する。

下北沢小学校 P T A 細 則

《 役 員 、 会 計 監 査 の 選 出 》

- 第1条 本会は役員、会計監査を選出するために、役員選出委員会（旧 推薦委員会）を設ける。
- 第2条 役員選出委員会は、1～5学年の各学級所属会員の中から選出された1名ずつの委員と、教員の中から選出された委員とをもって組織する。
- 第3条 役員選出委員は、次年度の役員になることはできない。
- 第4条 役員選出委員は及び会計監査は相互に兼任することはできない。

《 臨 時 特 別 委 員 会 ・ 実 行 委 員 会 》

- 第5条 規約に規定されたほか、運営委員会の承認を得て臨時に特別委員会及び実行委員会を設けることができる。なお、サークル活動については、運営委員会の承認を得ることとする。

《 規 約 、 細 則 、 規 定 の 変 更 》

- 第6条 規約・細則・規定の変更は、次のとおりとする。
- (1) 本会の規約は、総会を経て別に定める別則の通り変更することができる。
 - (2) 本会の細則は、運営委員会の承認を得て変更することができる。
 - (3) 本会の規定は、役員会の承認を得て、設定・変更及び廃止することができる。

《 慶 弔 規 定 》

- [弔慰] 1. 会員の死亡 10,000円
2. 児童（本校の在校生に限る）の死亡 10,000円
3. 学校関係者の死亡 10,000円
- [見舞い] 児童及び教職員の入院又は加療が、一ヵ月以上続いた時 5,000円
- [その他] 役員が必要と認めた事項については、役員会で協議するものとする。

《 個 人 情 報 取 扱 規 定 》

- [目的] 個人情報取扱規定は、本会が取得・保有する個人情報の適切な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の保護を目的とする。

〔指針〕 本会は個人情報保護法に則って、管理運営をおこない、法令等を遵守し、活動において個人情報の保護に努める。

〔利用目的〕 本会は個人情報を次のために利用する。

1. 活動全般の連絡
2. 文書等の配布
3. 名簿等の作成
4. 会費請求、管理等の連絡
5. その他、本会が必要と認めたとき

〔管理〕 1. 本会が取得・保有した個人情報は、適切に管理する。
2. 不要となった個人情報は、速やかに適切な方法で破棄する。

〔その他〕 役員が必要と認めた事項については、役員会で協議するものとする。

附 則

平成28年3月 8日	制定
平成28年4月 1日	下北沢小学校PTA設立
平成29年2月24日	下北沢小学校PTA規約 6章第16条(1)(3)(4)(5)改正
平成30年3月 3日	下北沢小学校PTA規約 第4章第7条(1)(2)(3)(4)(5)改正 第4章第8条改正 第4章第12条改正 第8章第18条改正 下北沢小学校PTA細則 第6条改正 個人情報取扱規定追加
平成30年6月12日	下北沢小学校PTA規約 第1章総則第1条改正
令和4年6月30日	下北沢小学校PTA規約 第9章第22条改正 下北沢小学校PTA規約 第1章第15条改正
令和6年4月1日	下北沢小学校PTA細則 第1条、第2条、第3条、第4条改正委員会の名称箇所 変更